

全福連発第 24 号
平成 27 年 6 月 30 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様
日本年金機構 水島 藤一郎様
精神・知的障害に係る障害年金の
認定の地域差に関する専門家検討会
専門家委員 各位

全国精神保健福祉会
理事長 本條義和

精神・知的障害に係る障害年金の認定の
地域差に関する専門家検討会への要望書

精神障害者を家族に持つ私たちは、いま、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」の論議・動向を注目しています。

障害基礎年金の新規の裁定請求において、不支給とされた割合が、都道府県によって 4%から 24.4%と、約 6 倍の格差があることがわかりました。専門家検討会は格差是正と裁定の適正化を目指してのものと承知しております。

しかし、「精神障害」に「ものさし」を当てて計測し、級分けすることは、現在の医療技術と福祉の概念ではほとんど不可能で、結果への批判は不可避です。この点、将来に向かって関係各界の英知を集め、慎重丁寧な検討がさらに必要と考えます。

仄聞では、検討会は 7 月中に終了し、等級判定のためのガイドラインを策定されるとのことです。この時期にあたり私たちは、下記の 2 つの項目を強く要望いたします。

記

1. 障害基礎年金が障害者の生活に果たす役割を十分に認識され、等級判定のガイドラインが、低位・厳格化での格差是正となることのないようにしてください。
2. 上述のとおり、精神障害を測定する「ものさし」はいまありません。現行診断書の諸項目、示されている「障害認定の基本」「障害の認定基準」「障害の認定要領」の整合性など、実務現場では疑問が山積してきます。障害認定の抜本的見直しのための検討会を、速やかに行ってください。

以上